

---

◎開会の宣告

○議長(福島尚人君) おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達していますので、令和5年第6回新ひだか町議会臨時会を開会いたします。

(午前 9時30分)

---

◎開議の宣告

○議長(福島尚人君) これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長(福島尚人君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、14番、池田君、15番、北道君を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長(福島尚人君) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日に決定いたしました。

---

◎行政報告

○議長(福島尚人君) 日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長。

〔町長 大野克之君登壇〕

○町長(大野克之君) おはようございます。お手元に配付してございます行政報告の資料に基づきまして御報告を申し上げます。

1ページ上段でございます。初めに、大雨によります被害状況についてでございますが、9月14日の大雨による被害状況につきまして記載のとおりでございます。町被害合計といたしまして被害件数で34件、被害金額に対しまして1,330万円ということで積み上がっております。

次に、2の建設工事等に係る入札発注状況についてでございますが、その表の中にございますとおり、9月7日から10月12日までの間に行いました工事及び設計業務の委託につきまして、工事につきましては15件、設計委託につきましては5件ということで、合計20件の入札を執行してございます。この詳細につきましては、次ページ以降に詳しく載っておりますので、後ほどお目通しをいただければと思うところでございます。

以上で行政報告とさせていただきます。

○議長(福嶋尚人君) これで行政報告は終わりました。  
行政報告の質疑については、議案審議後といたします。

---

◎報告第1号の報告

○議長(福嶋尚人君) 日程第4、「報告第1号 専決処分の報告について(損害賠償請求事件の和解及び損害賠償の額の決定について)」を議題といたします。

提出者からの報告を求めます。

野垣建設課長。

[建設課長 野垣尚久君登壇]

○建設課長(野垣尚久君) おはようございます。ただいま上程されました報告第1号について御説明いたします。

報告第1号は、専決処分の報告についてございまして、地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次のページをお開きください。令和5年専決処分第4号専決処分書でございまして、専決処分年月日は令和5年9月19日付でございます。

次のページをお開きください。損害賠償請求事件の和解及び損害賠償の額の決定についてでございます。

新ひだか町は、令和5年7月27日に発生した下記損害賠償請求事件において、新ひだか町の賠償額44万383円で相手方と和解するものでございます。

事件の概要ですが、令和5年7月27日午後4時30分頃、相手方が自動車で町道東別春立線を走行中、道路の段差で車両が跳ね上がり、当該車両の下回り、トランスミッション付近を損傷したものでございます。なお、本件に係る過失割合につきましては、町側が7、相手側が3でございまして、相手方との示談は令和5年9月22日に成立しております。

今回の事件発生場所はJR北海道の旧日高本線音江東別線踏切付近になりますが、廃線に伴う踏切撤去後の道路の段差により走行中の車両が跳ね上がり、着地した際に車両の下回り部分を擦り、トランスミッションを損傷したものでございます。事故発生後直ちに段差注意の看板を設置し、注意喚起を行い、後日舗装業者により舗装のすりつけ補修を実施し、段差の改修を行い、安全確保しておりますが、今後同様の事故が起きないよう町道の巡回パトロールを強化し、安全な通行の確保に努めてまいりますので、御理解をお願い申し上げます。

以上、報告第1号の説明を終わります。

---

◎報告第2号の報告

○議長(福嶋尚人君) 日程第5、「報告第2号 専決処分の報告について(損害賠償請求事件の和解及び損害賠償の額の決定について)」を議題といたします。

提出者からの報告を求めます。

樋爪企画課長。

[企画課長 樋爪 旬君登壇]

○企画課長(樋爪 旬君) ただいま上程されました報告第2号について御説明いたします。

報告第2号は、専決処分の報告でございまして、地方自治法第180条第1項の規定により別紙の

とおり専決処分をしたことから、同条第2項の規定により報告するものでございます。

1枚おめくりください。令和5年専決処分第5号の専決処分書でございまして、専決処分日は令和5年9月26日となっております。

次のページを御覧ください。損害賠償請求事件の和解及び損害賠償の額の決定についてでございますが、新ひだか町は令和5年8月28日に発生した損害賠償請求事件において、新ひだか町の損害賠償額16万8,000円で相手方と和解したものでございます。

事件の概要でございますが、本件は令和5年8月28日午前9時55分頃、新ひだか町三石越海町101番地の11、セブンイレブン新ひだか三石店駐車場において、職員が車両を停車した際、パーキングブレーキを作動する前にフットブレーキを離してしまい、車両が前進し、設置されている物置を破損させたものであります。

この事故は、職員の運転操作誤りにより発生したものでございまして、今後このような事故を起こすことのないよう十分注意し、安全運転の励行に努めてまいります。

○議長(福嶋尚人君) 以上で報告第2号を終わります。

---

#### ◎報告第3号の報告

○議長(福嶋尚人君) 日程第6、「報告第3号 専決処分の報告について(損害賠償請求事件の和解及び損害賠償の額の決定について)」を議題といたします。

提出者からの報告を求めます。

中村まちづくり推進課長。

[まちづくり推進課長 中村英貴君登壇]

○まちづくり推進課長(中村英貴君) ただいま上程されました報告第3号について御説明いたします。

報告第3号は、専決処分の報告でございまして、地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたことから、同条第2項の規定により報告するものでございます。

1枚おめくりください。令和5年専決処分第6号の専決処分書でございまして、専決処分年月日は令和5年10月11日となっております。

次のページをお開きください。損害賠償請求事件の和解及び損害賠償の額の決定についてでございますが、新ひだか町は令和5年7月18日に発生した損害賠償請求事件において、新ひだか町の損害賠償額9万7,460円で相手方と和解したものでございます。

事件の概要についてでございますが、本件は令和5年7月18日午前4時頃、静内ショッピングプラザピュア2階トイレ排水管の破損により相手方に貸与している1階南側正面出入口横の部屋の天井から汚水が流出したことにより室内に展示、保管していた衣服、装飾品を汚損させたほか、汚水処理を終えるまでの期間、賃借面積の一部が使用できなくなり、営業に支障を来したものでございます。

この事故は、排水管の劣化が原因と考えられますが、今後このような事故が発生しないよう適切な施設の維持管理に努めてまいります。

○議長(福嶋尚人君) 以上で報告第3号を終わります。

---

#### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福嶋尚人君) 日程第7、「議案第1号 令和5年度新ひだか町一般会計補正予算(第4号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

[総務課長 佐藤礼二君登壇]

○総務課長(佐藤礼二君) ただいま上程されました議案第1号について御説明いたします。

今回の補正予算につきましては、9月14日の大雨による災害復旧経費につきまして予算計上しようとするものでございます。

それでは、議案の説明に入ります。議案第1号は、令和5年度新ひだか町一般会計補正予算(第4号)でございます。

令和5年度新ひだか町の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,470万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ176億7,209万6,000円にしようとするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条は、地方債の補正でございます。地方債の追加は、「第2表 地方債補正」のとおりでございます。

それでは、歳出の事項別明細書より御説明いたしますので、一般7ページをお開きください。

3 歳出でございます。9款、1項 消防費、2目 災害対策費、事業目4 災害対策経費で140万2,000円の計上でございます。今回の大雨災害対応に要した経費で、排水ポンプ等の設置などの経費でございます。

11款 災害復旧費、1項 農林水産業施設災害復旧費、2目 林業施設災害復旧費では、100万円の計上でございます。新冠町泉地区のセブ沢線林道の路盤洗掘、側溝埋塞など2路線及び幹線作業道合わせて3か所の被災箇所の復旧に要する経費として100万円を追加計上してございまして、財源として単独災害復旧事業債を60万円充当してございます。なお、単独災害復旧事業債につきましては、事業区分により充当率が異なりますが、こちらの農林漁業施設にあつては充当率65%となっております。

2項 土木施設災害復旧費、1目 道路災害復旧費では、940万円の計上でございます。静内高見の春別農屋線の路肩決壊、側溝埋塞など8路線の被災箇所の復旧経費として940万円を追加計上してございまして、財源として単独災害復旧事業債を同額充当してございます。なお、本事業以降の単独災害復旧事業債につきましては、事業区分が公共土木施設等となり、充当率は100%となっております。

8ページに参りまして、2目 河川災害復旧費では、240万円の追加でございます。静内田原の小坂川の河道埋設など2河川の被災箇所の復旧経費として240万円を追加計上してございまして、財源として単独災害復旧事業債を同額充当しております。

3項 その他公共施設災害復旧費、2目 住宅災害復旧費では、50万円の計上でございます。静内旭町団地の雨水排水管破損箇所の復旧経費でございまして、財源として単独災害復旧事業債を同額充当してございます。なお、単独災害復旧事業債の発行に伴う後年度の元利償還金に係る財

源措置でございますが、毎年度の財政力指数により変動がございますが、元利償還金の47.5%から85.5%を普通交付税の基準財政需要額で措置されることとなっております。参考でございますが、令和5年度の参入率は68.9%程度となっております。

以上で歳出の説明を終わります。

次に、歳入の説明をいたしますので、6ページにお戻りください。2歳入でございます。歳入につきましては、歳出の説明時に充当財源として御説明しておりますので、説明は省略させていただきます。なお、今回の補正予算の収支調整でございますが、11款、1項、1目 地方交付税の108万2,000円の追加で行ってございます。

以上で歳入の説明を終わります。

次に、地方債の補正について御説明いたしますので、3ページをお開きください。第2表、地方債補正(追加)でございます。起債の目的及び限度額でございますが、土木施設単独災害復旧事業からその他公共施設単独災害復旧事業までの3件で合わせて1,290万円を追加し、限度額の合計を15億3,270万円にしようとするもので、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

以上で議案第1号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議案第1号に対して討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これから「議案第1号 令和5年度新ひだか町一般会計補正予算(第4号)」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第2号の上程、委員会付託

○議長(福嶋尚人君) 日程第8、「議案第2号 令和4年度新ひだか町各会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、議長及び議会選出監査委員を除く14名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、本案については、議長及び議会選出監査委員を除く14名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置いたしました特別委員会の委員長には2番、川端君、副委員長には10番、木内君が就任することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会の委員長は2番、川端君、副委員長は10番、木内君に決定いたしました。

お諮りいたします。決算審査特別委員会については、事件名を「令和4年度新ひだか町各会計決算に関する事項」として付託し、閉会中の継続審査を承認いたしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会については、事件名を「令和4年度新ひだか町各会計決算に関する事項」として付託し、閉会中の継続審査を承認いたしました。

---

#### ◎議員派遣の件について

○議長(福島尚人君) 日程第9、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件については、お手元に配付のとおり派遣することにいたしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配付のとおり派遣することに決定いたしました。

---

#### ◎行政報告に対する質疑

○議長(福島尚人君) これから行政報告に対する質疑を行います。

報告事項のみについて質疑願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長(福島尚人君) これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

以上で令和5年第6回新ひだか町議会臨時会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

(午前 9時52分)